平成２１年（フ）第４９０号
山梨県甲州市塩山上萩原1761番地
債務者　古屋眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
山梨県中巨摩郡昭和町西条323番地３
債務者　梶原　祐樹
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
山梨県甲府市川田町934番地１サンコーレ甲運111号
債務者　小林　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
山梨県甲斐市万才229番地小田切住宅　Ｃ号室
債務者　岡本　拓洋
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
山梨県笛吹市石和町市部432番地　サントノーレ石和Ａ―203
債務者　小泉　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
山梨県山梨市下神内川35番地の２
債務者　表　　勝利
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
山梨県南アルプス市徳永1690番地　県営団地３―104号
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
山梨県都留市大幡3996番地１
債務者　芳野隆一郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４号
長野県塩尻市大字広丘原新田319番地１　塩原住宅１号
債務者　丸山寿恵子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５４８号
大津市一里山３丁目14番42号　深田マンション201号、申立時の住所大津市一里山３丁目１番９号　シャトー山ノ上Ⅱ206号
債務者　西部恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８５号
大津市大萱７丁目１番７―105号、申立時の住所滋賀県草津市笠山５丁目３番66―904号　メゾンドール瀬田・公園都市
債務者　長谷川電設こと　長谷川士良
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８６号
滋賀県湖南市梅影町３番地11―１―301
債務者　大宮　晃子（旧姓溝辺）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２３号
大津市本堅田４丁目１番８号　ロータスハイツ２号
債務者　和田　浩志
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２９号
滋賀県守山市播磨田町3084番地　セジュールシャルマン101号、前住所滋賀県守山市播磨田町280番地141
債務者　村川　江美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５１号
大津市長等３丁目５番14号　長等コーポ103号
債務者　駒井加代子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７２号
滋賀県草津市野路９丁目10番33号
債務者　石山　明美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大津地方裁判所民事部